

墓地使用上の遵守事項

使用上の制限

- ①外さくの高さは、地盤面から 1.00m以内とする。
- ②墓碑、形象類、樹木及びその他の設備の高さは、地盤面から 2.50m以内とする。

使用の目的

墓地は、焼骨及び遺骨の埋蔵の目的以外に使用してはならない。

使用料

- ①使用料は、使用許可の際市長に納付しなければならない。
- ②すでに納付した使用料は還付しない。

管理料

使用者は、使用墓地以外の清掃その他墓地の管理に要する経費として、1年度につき 2,592 円の管理料を納付しなければならない。

使用権の継承

墓地の使用を承継した者は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

譲渡、転貸の禁止

使用者は、他の者に墓地を譲渡し、又は転貸してはならない。

使用許可の取消

- ①許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ②使用者が死亡した日から起算して、3年を経過しても、承継者がいないとき。
- ③使用者が3年間管理料を納付しないとき。
- ④使用者が住所不明となって、7年を経過したとき。
- ⑤条例若しくは、規則に違反したとき。

届出義務

使用者は、本籍、住所、氏名、その他使用許可証の記載事項に異動が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

墓地の返還

墓地の使用の必要がなくなったときは原状に復し、市長に返還しなければならない。

その他の事項

区画内の清掃、樹木の管理、お供え物の片づけ等は使用者が行い、霊園の美観の保持に努める。

その他必要事項は、市営公園墓地条例及び施行規則による。